

関係各位

(一社) 滋賀県LPガス協会

滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（第4回目） 令和6年度後期 要領・手引書・様式等の送付

1. 第4回目となります標記支援事業にご協力お願いいたします。

滋賀県ではLPガス料金値引事業（標記支援事業）を第4回目として行うことになり、滋賀県LPガス協会と滋賀県庁間で交付決定されました。よって、皆様に要領および手引書等を送付させていただきます。次の2.をご参照いただき、申請をお願いいたします。

要領や手引書等でご不明な点がございましたら滋賀県LPガス協会事務局までお願いいたします。

2. 今回もまず最初に、申請書等のご提出をお願いいたします。

第4回目も、まずは申請をしていただく形になります。申請は、申請書(様式第1)と消費者一覧と料金表の3点のご提出をお願いいたします。申請書等が届き次第、協会より交付決定通知書を郵送いたします。4月度の検針より値引きの開始をお願いいたします。

ご提出いただく書類 次の3点になります

○申請書（様式第1）・・・原紙は同封しております

要領および手引書のP13～14又はこの用紙P6～7をご参照下さい

※様式第1は2ページあります。項目が1～8までありますのでご注意ください。

○一般消費者等の一覧（様式第1-1 任意様式可）

要領および手引書のP15又はこの用紙P8をご参照下さい

※できるだけExcel等のデータにてご提出をお願いいたします。

○標準的料金メニュー表

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

・支援金専用メールアドレスへ添付送信

shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・同封のレーターパックにて協会へ郵送

※今回ご利用にならない場合、次回等にご利用ください。

・FAX送信 FAX番号：077-523-2884

・協会事務所にご持参

3. 第4回目の主な変更点

対象月：4月検針分・5月検針分の2か月対象

値引額：対象月上限1,320円(税込み)

※4月検針したお客様の料金より上限1,320円(税込)の値引き前月までお客様であったかどうかではなく4月に検針し料金が発生したお客様が対象です。同じく、5月も検針したお客様の料金より上限1,320円(税込)を値引き。4月にお客様であったかどうかは問いません。

※両月とも上限が税込み1,320円となりますので、その金額の料金に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

販売事業者事務手数料：値引きをしたお客様数×300円(税込)

【上限1,200,000円(税込み)】

※4月と5月の合計お客様数ではありませんが、4月の対象のお客様数と5月の新規のお客様数をプラスした数になります。

<例>4月の検針お客様数が100人だとして、5月に新規数(4月には検針していなかったが5月に検針した数)が10人の場合、110人のお客様数に対して300円を掛けた33,000円が手数料となります。

消費者一覧表(様式1-1及び7-1)はExcelデータ等でお願ひします

※Excelデータ等であれば時間短縮になりますのでご協力お願いいたします。

4. 様式類は、協会HPのトップページの滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のボタンより様式はダウンロードいただけます。

ダウンロードにてご利用になられる場合は、協会HPのトップページの「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」のボタンからお願いいたします。

5. 値引きお知らせチラシについて

値引きお知らせチラシ(A5両面カラー)は事前に郵送させていただきましたが、不足時は再度送付いたしますのでご連絡ください。P9をご参照下さい。追加チラシは同封のチラシ発注書をご利用ください

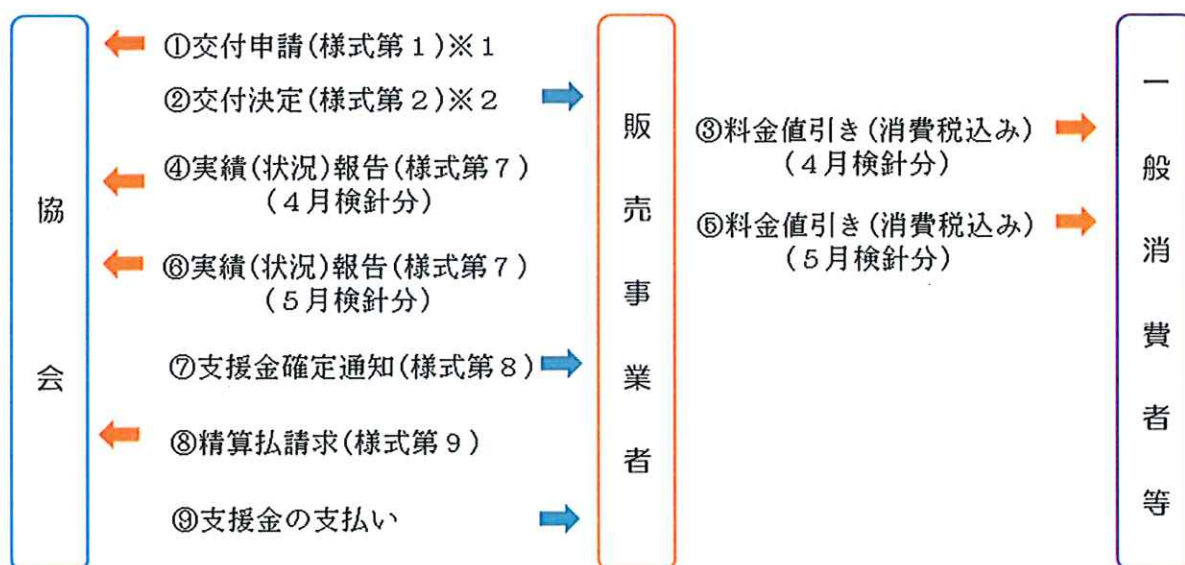
6. 値引き説明文書について

同封の値引き説明文書(A4用紙10分割)はお客様へ請求書送付時等、必要な場合にご利用ください。コピー等にてご対応お願いいたします。

値引き説明文書：この用紙P10~11をご参照下さい。原紙は同封しています

7. 支援金事業の流れについて 手引書 P4 又は下図をご参照ください

①交付申請書類一式（申請書・消費者一覧・料金表）をいただいた後、②交付決定通知書を皆様に送付いたします。その後、③料金の値引き（4月検針分税込上限1,320円）を開始していただき、値引き後、④4月検針値引き分の実績（状況）報告書の提出をお願いいたします。そして、⑤5月検針分の値引き→⑥5月検針値引き分の実績（状況）報告書提出→⑦支援金額確定通知書を事務局から送付いたします。→⑧精算払い請求書をご提出いただき、→⑨精算金額を皆様へ振込みさせていただきます。



※1：申請は、4月11日まで随時受付

※2：値引きは「②交付決定」を受けてから行うこと。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

8. 交付決定通知書を郵送します。②→③

要領の P16 をご参照下さい

申請書をいただいた皆様に交付決定通知書を郵送します。郵送時同封の説明文書等をご確認いただき、4月検針分より値引きを開始してください。値引き後、4月の実績（状況）報告書【様式7】等3点（9. 参照）をご提出ください。

5月も同様になります。5月検針分より値引き後、5月の実績報告書【様式7】等3点（9. 参照）を提出ください。

9. 実績(状況)報告書【様式7】時にご提出いただく書類 ④⑥

次の3点になります。4月値引き後と5月値引き後の両月とも提出いただく書類となります。

○実績(状況)報告書【様式7】

要領の P21～22 および手引書の P17～18 をご参照下さい

※様式第7は2ページあります。項目が1～3と留意事項欄がありますのでご注意ください。

○値引き実績の内容を証する書面

値引きを行った一般消費者の一覧（様式第7-1）

要領のP23 および手引書のP19をご参照下さい

※実績(状況)報告書【様式7】内の3の項目に①～③を選択とあり、②を選択された方がこの様式第7-1の一覧表となります。
できるだけExcel等のデータにて、ご提出をお願いいたします。

○10件の消費者の請求書または検針票の写し

※様式第7の2枚目の※2にて説明文があります。

実績(状況)報告書【様式7】と一緒にご提出お願いいたします。

※要領や手引書等には、実績報告書後に協会事務局より無作為に指定する形となっていますが、実績報告書と同時にご提出ください。

10. 支援金確定通知書を送付します。⑦

要領のP24をご参照下さい

5月の実績(状況)報告書【様式7】をいただいた後、支援金が確定しますので、支援金（第4回目）の額の確定について通知書【様式8】を送付させていただきます。

11. 精算払い請求書【様式第9】のご提出 ⑧

要領のP25 および手引書のP20をご参照下さい

支援金額確定通知書に基づき、精算払い請求書【様式第9】を作成いただきFAXもしくはメールにてご提出いただきます。

・支援金専用メールアドレス shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・FAX番号：077-523-2884

※精算払い請求書【様式第9】をご提出いただいた後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了解ください。

※概算払い請求をされた方は、精算払い請求書【様式第9】に必ず概算払いを受けた額のご記入をお願いいたします。

12. 支援金のお支払いについて ⑨

精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、精算払い請求書に記載されている口座に振込みをさせていただきます。

この支援金のお支払いにて第4回目支援事業は終了となります。

※支援金をお支払いした後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了承いただきますようお願いいたします。

1 3. 変更承認申請書【様式 3】について

要領の P17 および手引書の P16 をご参照下さい

申請時の一般消費者等の数から 30 件以上増加した場合は、変更承認申請書【様式 3】をご提出いただく形となりますので、よろしくお願いたします。

該当の場合、ご提出いただく書類 次の 2 点になります

○変更承認申請書（様式第 3）

※様式第 3 は 1 ページのみです。記入項目は 1～3 までとなります。

○一般消費者等の一覧（様式第 1-1 任意様式可）

1 4. 概算払い請求書【様式 10】について（任意）

概算払い（前もって概ねの値引き資金を請求できる制度）をご希望の事業者様につきましては、決定通知書が届き、4 月以降、概算払い請求書を出していただく事が可能になります。およその値引き額を計算して書いていただく形となります。最終は、事業終了後に精算します。概算払い請求書を受理してから、約 10 日以内に振込みをする予定です。

概算払い請求は必ずやらなければならないものではありませんご希望の方になります。5 月の事業終了後の精算にて一括で支援金額および手数料を受け取られる方は必要ないです。

5 月の事業終了後の精算金額のお支払いについては 7 月中旬～8 月末になるかと思われます。ご了承ください。

概算払い請求時にご提出いただく書類 次の 1 点になります

○**概算払い請求書（様式第 10）**・・・原紙は同封しております

要領 P26・手引書 P21 又はこの用紙 P12 をご参照下さい。

F A X またはメールでご提出ください。

送信手段 郵送

L P ガス協会支援金担当 駒井・山口

令和●年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社
代表取締役 滋賀 太郎
住所 大津市京町四丁目1番1号

令和6年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期） 交付申請書

LPガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和6年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 25A0523（液化石油ガス法登録 ガス事業法登録）

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 480件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。

原則、電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
4月	4月	1,320円
5月	5月	1,320円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（☑のものが該当）

- ☑一般消費者等のLPガス消費地は、全て滋賀県内である。
- ☑一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- ☑一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- ☑1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- ☑一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- ☑一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者（送付物等はすべて連絡担当者様宛に送らせていただきます）

氏 名 滋賀 一郎
所 属 滋賀エルピーガス販売株式会社 大津営業所
所属先住所 〒520-0807 大津市京町四丁目1番1号
電話番号 077-528-3433 FAX 番号 077-528-6037
メールアドレス ●●●●●@●●●●.jp

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	滋賀太郎	大津市京町四丁目
2	近江一郎	大津市松本一丁目
3	湖南花子	草津市草津三丁目
4	甲賀道子	甲賀市水口町水口
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

第4回目支援事業お知らせチラシ<参照>

<表面>

滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のお知らせ
2025年4月・5月対象

LPガスをお使いの皆様へ

国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により国内の物価上昇が続いています。県内の4割を超えるご家庭でご利用いただいているLPガス料金も輸入価格や配送コストの上昇による影響を受けていることから、滋賀県では、「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」により、**県民の皆様の負担軽減策としてご家庭や飲食店等の業務用にLPガスをお使いのお客様のLPガス料金を1メーターあたり1,200円プラス消費税相当額を上限として2か月値引きを行う**こととなりました。

料金値引き額と方法

対象となる期間中、ご契約件数1件につき、ガス料金の請求額から1か月あたり1,200円と消費税額の120円の計、1,320円を上限として差し引いた料金の請求となります。

※ご請求額が1,320円未満のお客様は、値引き額は、請求額となります。
※値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と口座引き落としや集金などのお支払い時に値引き後の価格で対応させていただく場合があります。詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

対象期間

2025年4月・5月(検針分)が対象となります。

うらなもご覧ください

対象となるお客様

滋賀県のご家庭および飲食店などの業務用としてLPガスをお使いのお客様。

※貸屋販売、国および地方公共団体、工業・商業用など高圧ガス保安法上の消費者は対象外となります。



個別供給のお客様



気口供給のお客様



コミュニティーガス団地のお客様


<裏面>

ご注意

お客様からの申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町や(一社)滋賀県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。


LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。



ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、(一社)滋賀県LPガス協会までお問合せください。

お問合せ先

環境にやさしいLPガスで安心ライフ



人と地球にスマイルを

(一社) 滋賀県LPガス協会

〒520-0807
大津市松本一丁目2-20 TEL (077) 523-2892代
(滋賀県農業教育情報センター内) FAX (077) 523-2884

4月検針用：手書きでの検針時にご利用ください。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

お客様へ

滋賀県の支援により、4月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,200円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

5月検針用：手書きでの検針時にご利用ください。

<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>	<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>
<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>	<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>
<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>	<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>
<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>	<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>
<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>	<p style="text-align: center;">お客様へ</p> <p>滋賀県の支援により、5月検針分のLPガス料金から1,320円（消費税込み）を上限として値引きしています。 ※税抜では1,200円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,320円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。</p>

令和●年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社
 代表取締役 滋賀 太郎
 住所 大津市京町四丁目1番1号

令和6年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期） 概算払請求書

令和●年●月●日付け滋LP協第●●号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和6年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 576,000円

480件 × 1,320円 ÷ 1.1
 一般消費者等の数 値引き額 消費税率

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (<input checked="" type="checkbox"/> が今回対象)	<input checked="" type="checkbox"/> 4月検針分 <input type="checkbox"/> 5月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	480件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (<input checked="" type="checkbox"/> が該当)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	シガエルピーガス販売株式会社 代表取締役 滋賀 太郎		

- (備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。
 2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。